

すだつ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 巢立福祉会
事業者の所在地	名護市大北四丁目 24 番 14 号
事業者の電話番号・FAX	0980-54-2261・53-4059
代表者氏名	理事長 嶺井政史
定款の目的に定めた事業	保育所

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	社会福祉法人 巢立福祉会 すだつ保育園					
所 在 地	名護市大北四丁目 24 番 14 号					
電 話 番 号 ・ F A X	0980-54-2261・53-4059					
施 設 長 氏 名	嶺井多美子					
開 設 年 月 日	昭和 52 年 5 月 1 日					
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	9 人	18 人	18 人	20 人	25 人	20 人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育、子育て支援					
事 業 所 番 号	47-209-51-00019-8					

3 施設・設備の概要

敷地面積		1 9 9 0. 5 5 m ²	
園 舎	構 造	RC 造 2・3階建て 延床面積 8 8 3. 9 m ²	
	延 床 面 積	8 8 3. 9 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	2室	1 2 7. 7 1 m ²
	ほ ふ く 室	1室	2 3. 1 m ²
	保 育 室	4室	2 2 3. 2 m ²
	一時保育室	1室	5 8. 5 m ²
	調 理 室	1室	3 3. 7 5 m ²
	調 乳 室	1室	3. 3 3 m ²
	幼児用トイレ	5個	4 6. 4 6 m ²
	医 務 室	1室	3. 3 m ²
	事 務 室	1室	2 9. 3 m ²
	会議・相談室	1室	2 3. 2 5 m ²
	子育て支援	1室	4 2. 5 2 m ²
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 1 7 4 8. 2 5 m ²	

4 施設の目的、運営方針

目 的	多様な福祉サービスがその利用者の移行を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
-----	--

運 営 方 針	居心地の良い安心できる場所がここにはあります。私たちは子ども達と、子ども達を取り囲む人達の想いを受けとめ、共に支え合いながら、それを生きる喜びにつなげていきます。 ・たくましい心と身体を育てる。 ・豊かな感性を育てる。 ・思いやりの心を育てる。
---------	---

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格： 保育士 ）
保 育 士	17 人 （常勤： 11 人、非常勤 6 人）
調理員（栄養士除く）	2 人 （常勤： 2 人、非常勤 0 人）
栄 養 士	1 人 （常勤： 0 人、非常勤 1 人）
そ の 他 （ ）	8 人 （常勤： 4 人、非常勤 4 人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜・祝祭日・沖縄慰霊の日・年末年始

7 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時15分から午後7時15分まで
土曜日	午前7時15分から午後6時15分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 1 5 分から午後 6 時 1 5 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 1 5 分から午後 6 時 1 5 分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後 6 時 1 5 分から午後 7 時 1 5 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前 7 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで 午前 8 時 0 0 分から午前 9 時 0 0 分まで 夕：午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで 午後 5 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延 長 保 育 料	1 時間あたり 5 0 0 円
主 食 費	3 歳以上児（当該年度の初日の前日において 3 歳以上である児童）の保護者より徴収。（米等）月額 9 0 0 円
副 食 費	3 歳以上児の保護者（市町村から副食費免除者と通知されたものを除く。）より徴収。（食材等）月額 4, 8 0 0 円
教 材 費	・クレヨン ・帽子(新入園児) ・はさみ・のり(2 歳児～) ・写真 計 3, 1 7 0 円
保護者会費	月額 5 0 0 円

9 支払方法

- ・延長保育料（当日現金徴収）
- ・主食費、副食費（毎月現金徴収）市外の場合
- ・保護者会費（年間3期（4月・8月・12月）に分けて現金徴収）

10 提供する保育・教育の内容

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:15 7:15	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・読み聞かせ ・おやつ ・遊び（室内外） ・設定保育	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・読み聞かせ ・遊び（室内外） ・設定保育
11:15～ 11:40	食事開始 （年齢によって前後します）	←参照
12:00～ 12:30	・読み聞かせ ・お昼寝（年齢によって前後します）	←参照
14:30 15:00	・目覚め ・おやつ	←参照
16:30	・読み聞かせ 保育短時間終了	←参照
17:30 18:15 19:15	順次降園 保育標準時間終了・延長保育開始 閉園	←参照

<お散歩コース>

屋外遊戯場以外に、近隣にある やなぎ・水車・為又・北大公園、うーまくー広場などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	・保健的で安全な環境の下、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持および情緒の安定を図る。 ・安心できる保育士との応答的な関わりの中で、人への基本的信頼関係を持ち、人間関係の基礎を培う。 ・聞く、見る、触れるなどの経験を通し、身の回りに対する興味や好奇心をもつ。
1	歳	児	・保育士に見守られ、励まされながら身の回りのことを、自分でしようとする。 ・一人ひとりの生活リズムを重視し、生理的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・保育士等の応答的な関わりや、話しかけにより、ことばのやりとりを楽しむ。
2	歳	児	・保健的で安全な環境の下に、一人ひとりの子どもの生活を重視し生命の保持と情緒の安定を図る。 ・安心できる保育者、友達との関係の下で食事、排せつなどの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。 ・保育士と一緒に全身や手、指先を使う遊びを楽しむ。 ・保育者を仲立ちとして生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。 ・興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で保育者や友達と共に好きなように表現する。 ・身の回りの物や、親しみの持てる小動物や植物を見たり、触れたり保育士から話を聞いて興味・関心を広げる。
3	歳	児	・保健的で安全な環境をつくり、一人ひとりの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・保育士や友達と親しみ、触れ合いながら安心して自分のしたい遊びに取り組む。 ・基本的な生活習慣を身に付け、喜びながら自信を持って意欲的に生活する。 ・身近な環境に興味を持ち、自分から関わり生活を広げていく。 ・生活に必要な言葉がある程度わかり、したいこと、してほしいことを表現で表す。 ・感じたことや思ったことを描いたり歌ったり、身体を動かしたりして自由に表現しようとする。
4	歳	児	・保健的で安全な環境をつくり、一人ひとりの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・自分で出来ることの範囲を広げながら生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付ける。 ・友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ ・身近な環境に興味をもち、自分から関わり、身の回りの事物や数、量、形などに関心をもつ。 ・身近な事物などに関心をもち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づく。 ・感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。 ・人の話を聞いたり、自分の経験した事を話したり、絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりしてイメージを広げ、言葉を豊かにする。
5	歳	児	・一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・身近な環境や自然に自ら関わり、様々な事物や事象と自分たちの生活との関係に気づき、それを生活や遊びに取り入れ生活の経験を広げる。 ・様々な遊具、用具を使い運動や集団遊びを通して体を動かす事を楽しむ。 ・健康、安全に必要な基本的な習慣や自主協調の態度を身に付け理解して行動する。 ・絵本や童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして様々なイメージを広げるとともに言葉に対する感性が豊かになる事の楽しさを味わう。 ・感じたことや、思ったこと、想像したことなどを工夫して目標を持っていろいろな方法で楽しむ。

そ の 他 (年 間 行 事)	・(4月)こいのぼり掲揚式 ・(5月)歯科検診・個人面談 ・(6月)園児健康診断・尿、ギョウ虫検査 ・(7月)ファミリーフェスタ・プール遊び ・(8月)川あそび・ナイト保育 ・(10月)運動会、みかん狩り ・(11月)歯科検診・尿、ギョウ虫検査 ・(12月)園児健康診断・ウニムーチャー・すだっつ子 dayS ・(1月)名護さくら祭り ・(2月)節分 ・(3月)ひなまつり会・福祉まつり・お別れ遠足・卒園式、
--------------------	--

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳 児	ひ		よ	こ
1	歳 児	り			す
2	歳 児	う		さ	ぎ
3	歳 児	き		り	ん
4	歳 児	ぞ			う
5	歳 児	ぱ		ん	だ

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (1日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1400kcal)

4歳児		○	○	○	40%
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理
- ・献立の提供
- ・食育の取組（栽培・収穫・クッキング等）

<アレルギー対応について>

当園は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、巢立福祉会アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・除去食の提供 など

12 保護者に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お布団入れ など

（２）毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・着替え（３～６着）、手拭タオル、おしぼりタオル
- ・連絡帳 など

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・(年齢や時期に合わせて) 水筒、水着、パジャマ

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・安全の為、車の一方通行を守りましょう。
- ・登園時は、安全の為、必ず駐車場に止めて余裕を持って送迎ができるようにしましょう。
- ・登園の際は、必ず玄関まで同伴し、保育士に引き渡し、一人では登園させないようにしましょう。
- ・門のカギは確実に閉めましょう。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・降園時は、安全の為、必ず駐車場に止めて余裕を持って送迎ができるようにしましょう。
- ・保護者以外の方がお迎えの時は、前もっての連絡をお願いします。
- ・門のカギは確実に閉めましょう。

14 保育園と保護者との連携について

- ・保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。
心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
- ・連絡帳 ・園だより など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 85 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	年 2 回
歯科健診	全園児	年 2 回
ぎょう虫（卵）検査	全園児	年 1 回
尿検査	全園児	年 2 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定は 1 日数回行っていますが、38℃以上の場合はお迎えをお願いしています。
- ・原則として、与薬は行っていません。（やむを得ない場合は、医師から処方された必要量（1 回分）のみ）。市販の薬は飲ませることはできません。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・感染症については、巣立福祉会の登園のめやすに従い、（意見書・登園届・インフルエンザ登園許可願い）の届をお願いします。
- ・発生した場合は、（掲示板や園便り、保健だより等）でお知らせします。

17 障害児保育について

園児との関わりを重視し、集団保育の中で基本的な生活習慣や体力面の向上を目指す。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・熱性痙攣経験児は、細めに検温し、(保護者と相談した上で)37.5℃以上はお迎えをお願いする。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	大北内科・胃腸科クリニック
医 院 長 名	上地博之
所 在 地	名護市大北三丁目 1 番 48 号
電 話 番 号	0 9 8 0 - 5 3 - 5 4 5 5

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	らいおん歯科
医 院 長 名	金城康光
所 在 地	本部町字渡久地 231 番地
電 話 番 号	0 9 8 0 - 4 7 - 7 8 5 5

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

名護警察署	(0980)52-0110
名護市消防本部	119
名護市こども家庭部こども家庭課	(0980)53-1211

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	嶺井 多美子
消防計画届出年月日	名護消防署 平成27年 4月 2日
避難訓練	避難・消火訓練(年12回)、津波避難訓練(年2回)、 総合防災訓練(年2回[不審者対策含む])
避難先	第1・2・3避難場所
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、自動通報装置、ビデオカメラ、パピーナ（一斉配信メール）

23 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園児賠償責任保険
保険の内容	死亡・障害・入院・通院・0-157等補償

24 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、様式年2回、自己評価を実施
----------	----------------------------------

	公表方法：園内掲示
--	-----------

25 不適切保育・児童虐待対策について

全職員が年に2回、人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、事故の保育を振り返り、職員間の共有をしています。また、日々のこどもの状況を把握し虐待の早期発見に努めています。万が一、児童虐待が疑われる状況が生じた時は、各専門機関との連携を図り対応していきます。

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任保育士 嶺井あゆみ 電話番号 0980-54-2261
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 嶺井多美子 電話番号 0980-54-2261
第三者委員	第三者委員については、園の掲示板をご覧ください。

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類	保育所
名称	社会福祉法人 巣立福祉会 すだつ羽地保育園
所在地	名護市字田井等601番地4
連携協力の概要	保育内容の支援、災害時の連携協力

28 地域の育児支援について

- ・一時保育の実施
- ・園庭開放の実施
- ・育児相談等の実施

29 その他保護者に説明すべき事項

- ・持ち物（カバン・布団入れ・洋服・靴・帽子・水筒・その他）には、名前の記入をお願いします。
- ・受け入れ時には、体調、体温の報告をお願いします。
- ・行事等へのご協力をお願いします。

保育・教育の提供による重要事項説明

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：すだつ保育園

所在地：名護市大北四丁目24番14号

説明者職名：施設長 氏名 嶺井多美子

私は、書面に基づいてすだつ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：

すだつ羽地保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 巢立福祉会
事業者の所在地	名護市大北四丁目24番14号
事業者の電話番号	0980-54-2261
代表者氏名	理事長 嶺井政史
定款の目的に定めた事業	保育所

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	社会福祉法人 巢立福祉会 すだつ羽地保育園					
所 在 地	名護市字田井等601番地4					
電 話 番 号	0980-58-1255					
施 設 長 氏 名	嶺井政史					
開 設 年 月 日	平成25年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	18人	18人	18人	18人	19人
取扱保育事業	延長保育・障害児保育・医療的ケア児保育支援事業					
事業所番号	47-209-51-00042-0					

3 施設・設備の概要 ※別添

敷地面積		1, 841 m ²	
園舎	構 造	RC 造 1・2階建て 延床面積 637.1 m ²	
	延 床 面 積	637.1 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	2室	110.67 m ²
	ほ ふ く 室	1室	23.0 m ²
	保 育 室	5室	221.0 m ²
	遊 戯 室	2室	92.55 m ²
	調 理 室	1室	28.39 m ²
	調 乳 室	1室	3.33 m ²
	幼児用トイレ	5個	69.19 m ²
	医 務 室	1室	9.45 m ²
	事 務 室	1室	23.97 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房、プール	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 333 m ² （代替場所 田井等公園）	

4 施設の目的、運営方針

目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
運 営 方 針	居心地の良い安心できる場所がここにはあります。私達は子ども達と、子ども達を取り囲む人達の想いを受けとめ、共に支え合いながら、それを生きる喜びにつなげていきます。 ・たくましい心と身体を育てる。 ・豊かな感性を育てる。 ・思いやりの心を育てる。

5 職員体制

施 設 長	1 人 (資格:施設長)
副 施 設 長	1 人 (常勤: 1 人)
保 育 士	1 4 人 (常勤: 1 1 人、非常勤 3 人)
調 理 員 (栄養士除く)	2 人 (常勤: 2 人、非常勤 0 人)
看 護 師	2 人 (常勤: 1 人、非常勤 1 人)
栄 養 士	1 人 (常勤: 0 人、非常勤 1 人)
そ の 他 ()	9 人 (常勤: 5 人、非常勤 4 人)

6 保育・教育を提供する日

開 園 日	月曜日～土曜日
休 園 日	日曜・祝祭日・沖縄慰霊の日・年末年始

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時15分から午後6時15分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前7時15分から午後6時15分まで
延長保育時間 (月～金)	夕: 午後6時30分から午後7時30分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで 午前9時00分から午後5時00分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで 午前9時00分から午後5時00分まで
延長保育時間 （月～金）	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 午前8時00分から午前9時00分まで 夕：午後4時30分から午後5時30分まで 午後5時00分から午後6時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	1時間あたり 500円
主食費	3歳以上児（当該年度の初日の前日において3歳以上である児童）の保護者より徴収。（米等）月額 900円
副食費	3歳以上児の保護者（市町村から副食費免除者と通知されたものを除く。）より徴収。 （食材等）月額 4,800円
教材費	・クレヨン（0歳児～）・はさみ・のり（2歳児～） ・帽子（新入園児）・写真 合計3,150円
保護者会費	月額 450円

9 支払方法

- ・延長保育料（当日現金徴収） ・主食費、副食費（毎月現金徴収）市外の場合
- ・保護者会費（年間3期（4月・8月・12月）に分けて現金徴収）

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・読み聞かせ ・おやつ ・遊び（室内外）・散歩・設定保育	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・読み聞かせ ・遊び（室内外） ・設定保育
11:15 11:40	食事開始 （年齢によって前後します）	←参照
12:00 12:30	・読み聞かせ お昼寝（年齢によって前後します）	←参照
11:15 11:40	・目覚め ・おやつ	←参照
16:30	・読み聞かせ 保育短時間終了	←参照
16:30	・読み聞かせ 保育短時間終了	←参照
17:30 18:30 19:30	順次降園 保育標準時間終了、延長保育開始 閉園	←参照

（お散歩のコース）

屋外遊戯場以外に、近隣にある田井等公園、伊差川公園、振慶名公園など。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	・保健的で安全な環境の下、子どものさまざまな欲求を満たし、生命の保持および情緒の安定を図る。 ・安心できる保育士との応答的なかわりの中で、人への基本的信頼関係を持ち、人間関係の基礎を培う。 ・聞く、見る、触れるなどの経験を通し、身の回りに対する興味や好奇心をもつ。
1 歳 児	・一人ひとりの生活リズムを重視し、生理的欲求を満たし生命の保持と情緒の安定を図る。 ・保育士に見守られ、励まされながら身の回りのことを自分でしようとする。 ・保育士等の応答的なかわりや話しかけにより言葉を使うことを楽しむ。
2 歳 児	・保健的で安全な環境の下に、一人ひとりの子どもの生活を重視し生命の保持と情緒の安定を図る。 ・安心できる保育者、友達との関係の下で食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。 ・保育士と一緒に全身や手、指先を使う遊びを楽しむ。 ・保育者を仲立ちとして生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。 ・興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で保育者や友達と共に好きなように表現する。 ・身の回りのものや、親しみのもてる小動物や植物を見たり、触れたり保育士から話を聞いて興味・関心を広げる。
3 歳 児	・保健的で安全な環境をつくり、一人ひとりの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・基本的な生活習慣を身につけ、喜びながら自信を持って意欲的に生活をする。 ・友達と関わる中で、遊びのルールや相手の気持ちに気づき、一緒に喜ぶ楽しさを知る。 ・身近な環境に興味を持ち、自分から関わり生活を広げていく。 ・生活に必要な言葉がある程度わかり、したいこと、してほしいことを言葉で表す。 ・感じた事や思ったことを描いたり、歌ったり、体を動かしたりして自由に表現しようとする。
4 歳 児	・保健的で安全な環境をつくり、一人ひとりの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・自分でできることの範囲を広げながら生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。 ・友達とのつながりをひろげ、集団で活動することを楽しむ。 ・身近な環境に興味を持ち、自分からかわり、身の回りの事物や数、量、形などに関心をもつ。 ・身近な事物などに関心をもち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づく。 ・感じたことや思ったこと、想像したことなどをさまざまな方法で自由に表現する。 ・人の話を聞いたり、自分の経験したことや思っていることを話したり、絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりしてイメージを広げ、言葉を豊かにする。
5 歳 児	・一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・身近な環境や自然などに自ら関わり、さまざまな事物や事象と自分たちの生活との関係に気づき、それを生活や遊びに取り入れ生活の経験を広げる。 ・さまざまな遊具、用具を使い運動や集団遊びを通して体を動かすことを楽しむ。 ・健康、安全に必要な基本的な習慣や自主協調の態度を身につけ理解して行動する。 ・絵本や童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりしてさまざまなイメージを広げるとともに言葉に対する感性が豊かになり想像する事の楽しさを味わう。

	・感じたことや思ったこと、想像したことなどを工夫して目標を持っていろいろな方法で楽しむ。
そ の 他 (年間行事)	・(4月) こいのぼり掲揚式 ・(5月) 歯科検診、羽地ダムこいのぼり祭り ・(6月) 園児健康診断、貧血検査、尿・ギョウ虫検査 ・(7月) ファミリーフェスタ、プール遊び、川遊び ・(8月) プール遊び、川遊び ・(10月) みかん狩り、すだつ羽地っ子 dayS ・(11月) 歯科検診、尿・ギョウ虫検査、三輪車レース ・(12月) 園児健康診断、ウニムービー、クリスマス会 ・(1月) 名護さくら祭り ・(2月) 節分 ・(3月) ひなまつり会、福祉まつり、お別れ遠足、卒園式

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ち ゅ ー り っ ぽ
1 歳 児	さ く ら
2 歳 児	た ん ぽ ぽ
3 歳 児	ゆ り
4 歳 児	ひ ま わ り
5 歳 児	こ す も す

11 給食等について

<提供内容>

クラス	午前 おやつ	給食		午後 おやつ	保育園での摂取割合 (1日の摂取カロリー)
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal)
1、2歳児	○	○	○	○	50%

3、4、5 歳児		○	○	○	(1400kcal) 40%
-------------	--	---	---	---	-----------------------

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理 ・ 献立の提供
- ・ 食育の取組 (栽培・収穫・クッキング等)

<アレルギー対応について>

当園は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、**巣立福祉会**アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・ アレルギー対応 ・ 除去食の提供 など

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・ 住所を確認するもの ・ 児童の健康診断書
- ・ 保護者の緊急連絡先 ・ お布団入れ など

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 通園かばん ・ 着替え (3～6着)、タオル など

(3) 服装について

- ・ 動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

・水筒 ・パジャマ ・水着 など

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・登降園時は、安全の為必ず駐車場に止めて余裕を持って送迎ができるようにしましょう。
- ・登園の際は、必ず玄関まで同伴し保育士に引渡し、一人では登園させないようにしましょう。
- ・門のカギは確実に閉めましょう。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者以外の方がお迎えの時は、前もっての連絡をお願いします。
- ・門のカギは確実に閉めましょう。

14 保育園と保護者との連携について

- ・保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
- ・連絡帳（パピーナ）・園だより など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第

85 号) に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法 (昭和 33 年法律 第 56 号) に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・園児健康診断、歯科検診、尿検査 全園児 年 2 回
- ・ぎょう虫 (卵) 検査 全園児 年 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定は、1 日数回行っています。その際 38℃ 以上の場合はお迎えをお願いします。
- ・原則として与薬は行っていない。(やむを得ない場合は、医師から処方された必要量 (1 回分) は与薬できます。市販の薬は飲ませることはできません。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・感染症については、巣立福祉会の登園のめやすに沿って、(意見書・登園届・インフルエンザ当園許可願い) の届をお願いします。
- ・発生した場合は (掲示板・園便り・保健だより等) などでお知らせします。

17 障害児保育について

- ・園児とのかかわりを重視し、集団保育の中で基本的な生活習慣や体力面の向上を目指す。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・熱性けいれん経験児は、細目に検温し、(保護者と相談の上で) 37.5℃以上はお迎えをお願いする。

19 嘱託医

下記の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称・医院長名	大北内科胃腸科クリニック・上地 博之
所在地・電話番号	名護市大北三丁目1番48号・0980-53-5455

20 嘱託歯科医

下記の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称・医院長名	らいおん歯科・金城 康光
所在地・電話番号	本部町字渡久地132番地・0980-47-7855

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署・消防署	名護警察署（52-0110）・名護市消防本部（119）
名護市役所	名護市こども家庭部こども家庭課（53-1211）

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	嶺井 政史
消防計画届出年月日	名護消防署 平成25年 4月 2日
避難訓練	避難・消火訓練（年12回）、総合防災訓練（年1回）津波避難訓練（年1回）、不審者対策訓練
避難先	第1・第2避難場所、羽地小学校
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、自動通報装置、ビデオカメラ、パピーナ（一斉配信メール）

23 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類、内容	園児賠償責任保険、死亡・障害入院・通院補償など
----------	-------------------------

24 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、様式により年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示
----------	--

25 不適切保育・児童虐待対策について

全職員が年に2回、人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、事故の保育を振り返り、職員間の共有をしています。また、日々のこどもの状況を把握し虐待の早期発見に努めています。万が一、児童虐待が疑われる状況が生じた時は、各専門機関との連

携を図り対応していきます。

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 主任保育士 座間味あおい 電話番号 0980-58-1255
相談・苦情解決責任者	氏 名 園長 嶺井政史
第三者委員	第三者委員については、園の掲示板をご覧ください。

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類・名称	保育所・社会福祉法人巣立福祉会すだつ保育園
所在地・電話番号	名護市大北四丁目24番14号・0980-54-2261
連携協力の概要	保育内容の支援、災害時の連携協力

28 地域の育児支援について

・園庭開放の実施	・育児相談等の実施
----------	-----------

29 その他保護者に説明すべき事項

- ・持ち物（カバン・布団入れ・洋服・靴・帽子・水筒・その他）には、名前の記入をお願いします。
- ・受け入れ時には、体調、体温の報告をお願いします。
- ・行事等へのご協力をお願いします。